

1. 福祉サービス第三者評価事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の経営者が利用者の立場に立って良質の福祉サービスを提供するために行う自己評価等を、公正かつ適切な評価となるよう支援する福祉サービス第三者評価事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う。

(種類)

第3条 この福祉サービス第三者評価事業の種類は、岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）及び岐阜県社協福祉サービス第三者継続評価事業（以下「継続評価事業」という。）とする。

(運営体制)

第4条 評価事業及び継続評価事業（以下、「評価事業等」という。）の運営は、運営委員会を設置して行う。

2 運営委員会に関して必要な事項は別に定める。

(評価対象)

第5条 評価事業の対象となる事業は、岐阜県内で実施される次の社会福祉事業とする。

- (1) 老人福祉法に定める養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを運営する事業
- (2) 身体障害者福祉法に定める身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設を運営する事業
- (3) 知的障害者福祉法に定める知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設を運営する事業
- (4) 児童福祉法に定める児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び保育所を運営する事業

2 継続評価事業の対象となる事業は、評価事業を受審した事業所とする。

(評価基準)

第6条 評価基準は、別表1のとおりとする。

(評価の方法)

第7条 評価の方法は、受審事業者及び従事職員の努力を尊重し、第6条に定める評価基準に基づいて十分話し合うことにより行うものとする。

2 評価にあたっては、第8条に定める調査委員による調査を行う。

3 調査は書面調査と訪問調査とする。

4 調査は次のとおりとする。

(1) 評価事業

事業者において本会所定の現況調査票を記入し提出する。

事業所において別表1により自己評価を行い提出する。

調査委員が受審事業所を訪問し、担当者、関係者等と面談のうえ、前条の評価基準により調査する。

(2) 継続評価事業

事業者において別表2の改善計画書を記入し提出する。

調査委員が受審事業所を訪問し、担当者、関係者等と面談のうえ、前条の評価基準により改善内容を調査する。

5 評価の決定は次のとおりとする。

(1) 調査委員は、前項に規定する調査結果をまとめ、評価事業にあつては、調査報告書を継続評価事業にあつては、改善内容報告書を作成する。

(2) 調査報告書及び改善内容報告書(以下、「報告書等」という。)をもとに、当該調査委員と運営委員会委員のなかから運営委員会委員長が指名した者で構成された運営委員会評価部会における協議を経て、受審事業所の評価を決定する。

6 本会は、前項の規定による決定した評価結果について、受審事業所に通知する。

(調査委員)

第8条 前条に定める調査委員は、本会会長が委嘱する。

2 調査委員は、前条に定める調査活動を行い、その結果について報告書等を作成する。また、その報告書等は評価決定の資料として提出する。

3 調査委員は、担当受審事業者の評価決定を行う合議体の評価部会に出席する。

4 調査委員の委嘱等必要な事項は、会長が別に定める。

(受審契約)

第9条 評価事業等は、第5条に定める社会福祉事業を営む事業者で、受審を希望する者と本会会長との受審契約の締結により行う。

(受審料)

第10条 受審料は、評価事業にあつては、250,000円、継続評価事業にあつては、100,000円とする。なお、調査にあたって、調査委員の宿泊費等特別の経費を要する場合は、別途料金を追加するものとする。

(評価結果の通知及び公表)

第11条 評価事業等の評価結果は文書により通知するとともに、岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要綱第7条の規定に基づき、公表する。

(情報管理及び秘密の保持)

第12条 評価事業等の実施に携わる運営委員、調査委員及び職員は、調査結果の取り扱い及び管理には十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(苦情解決)

第13条 評価事業等を受審した事業者からの評価事務及び評価結果についての苦情に対しては、誠実に対応し解決を図るよう努める。

2 苦情の受付やその解決を図る取り扱いについては、本会福祉サービスに関する苦情解決の取扱規程により行う。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月 1日から施行する。